

[事案 2022-268] 新契約無効請求

・令和 5 年 10 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 6 月に代理店を通じて契約した終身保険について、募集人から、死亡保険金は 1400 万円、病気はすべて保障される、保険料は月額 8 万円との説明を受けていたが、白内障手術をして保険金請求したところ、入院しないと給付金は支払われまいと言われたことから、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人がリーフレットを用いて商品ラインナップを説明したところ、申立人が一生涯の保障を希望したため、終身保険の提案に至った。
- (2)募集人は、保障内容については、設計書を用いて、700 万円の死亡保障が一生涯続くことや、不慮の事故等での死亡の場合は倍額保障として合計 1400 万円の死亡保険金が支払われることを説明した。
- (3)募集人は、入院保険金や手術保険金については、設計書の「お支払い内容の概要」で、所定の手術を受けた場合に、手術の種類によって入院日額の何倍かの手術保険金が支払われることなどを説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。